

## 富山市ごみ収集車広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第6条、第7条並びに第8条第2項及び第4項から第6項までの規定に基づき、本市が所有するごみ収集車（以下「車両」という。）の車体を広告媒体として活用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載基準)

第2条 広告の内容及びデザインは、要綱及び富山市広告掲載基準に適合するものでなければならない。

(広告の掲載位置等)

第3条 広告を掲載することができる位置は、車両架装部の左右両側面とする。

2 広告の規格及び媒体数は、富山市ごみ収集車広告掲載募集要項（以下「募集要項」という。）に定める。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、広告掲載を開始した日から当該広告掲載を開始した日の属する年度末までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該広告の掲載期間を最大で当該広告掲載を開始した日の属する翌々年度末までとすることができる。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、富山市ホームページ等により行う。この場合において、申込資格、申込手続等は、募集要項に定める。

(広告掲載の申込)

第6条 広告掲載希望者は、富山市ごみ収集車広告掲載申込書（様式第1号）に必要書類を添付し、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された広告原稿について、特に必要があると認めるときは、その修正等を広告掲載希望者に求めることができる。

(広告主の選定)

第7条 前条の規定による申込があったときは、申込資格及び広告の内容について審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 前項の規定により広告主を決定したときは、富山市ごみ収集車広告掲載決定通知書（様式第2号）又は広告不掲載決定通知書（様式第3号）により、広告掲載希望者に対して結果を通知する。

(広告審査会)

第8条 環境部長は、広告掲載の可否を審査するため、富山市ごみ収集車広告審査会（以下「広告審査会」という。）を設置することができる。

2 広告審査会は、環境部長を会長、環境部次長を副会長とし、環境センター所長、廃棄物対策課長、環境センター管理課長及び環境センター業務課長の6名で構成

する。

- 3 会長に事故があるとき、又は会長がかけたときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 会長は、特に必要があると認めるときは、構成員以外の職員その他関係者の出席を求めることができる。

(会議)

第9条 広告審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

- 2 会議は、会長が議長となる。
- 3 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議の庶務は、廃棄物対策課において行う。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料は、類似した広告掲載における市場価格等を勘案して、募集要項に定める。

- 2 広告掲載料は前払いとし、広告主は市長が指定する期日までに広告掲載料を市の指定する納付書により、一括して納付しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告物の制作、掲載及び撤去)

第11条 広告の掲載方法は、ラッピングフィルムその他の特殊フィルム又はマグネットシート（以下「特殊フィルム等」という。）を直接車体に貼付する方法によるものとし、車体への塗装は行わないものとする。

- 2 特殊フィルム等は、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去時に車体塗装の剥離が発生しないような材質としなければならない。また、雨風及び洗車等に耐えられるものでなければならない。
- 3 広告の撤去作業により車体塗装の剥離が生じた場合は、広告主の負担で現状に復するものとする。
- 4 広告物の掲載及び撤去を行うときは、市のごみ収集業務に支障が生じないよう日程、工程等を市と協議の上、市の指示に従って施工するものとする。

(その他の費用)

第12条 広告のデザイン、特殊フィルム等の制作、貼付及び撤去に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告物の修復)

第13条 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責めにおいて広告の破損等が生じた場合は、市の負担で原状に復するものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他の手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 第10条第2項に規定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、広告掲載が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、富山市ごみ収集車広告掲載取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（広告掲載料の還付等）

第15条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、次の各号に該当する場合は、既納の広告掲載料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 前条の規定により広告掲載の決定を取り消した場合で、広告主の責めに帰することができない理由があると認められる場合

(2) 広告掲載の対象となる車両が、該当月の広告を掲載する予定の日数のうち、5日以上運行しなかった場合

2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子は付さない。

（広告主の責務）

第16条 広告主は、掲出する広告の内容に関する一切の責任を負う。

2 広告主は、広告掲載までに、広告内容が第三者の権利を侵害するものでないことを確認するとともに、広告内容に関する知的所有権その他の権利について、所要の措置を講じなければならない。

3 広告主は、掲載する広告により、市又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責めでその損害を賠償するものとする。

4 車両の維持管理上必要となる修繕又はごみ収集の休業により広告主に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

（雑則）

第17条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月9日から施行する。